

大学で働いています

東京工業大学大学院
イノベーションマネジメント研究科
さいき こ
佐伯 とも子

■ 今、学にいる

今の職場は、東京工業大学です。25年間特許庁に在職していましたが、その間には、夢にも考えたことのない職場といえます。その職場でどういうことをしているのか、最初に紹介したいと思います。

所属は、イノベーションマネジメント研究科です。その中に技術経営専攻とイノベーション専攻という2つの専攻があるのですが、技術経営専攻は、修士課程、イノベーション専攻は、博士課程という区分けで、研究分野としては同じです。通常、研究科では、修士課程、博士課程とも同じ専攻に所属していますが、技術経営専攻は、専門職学位課程という位置づけで実践的な教育研究を行うため、その点で、研究者育成を対象とする博士課程とは別専攻にしています。所属している専任の教員は同じメンバーです。

専攻には、知的財産マネジメント分野があり、その他に技術経営戦略分野、ファイナンス分野、サービスイノベーション分野と4つの分野があります。共同研究や学生の共同指導など分野同士の交流はごく普通に行っています。今後増員を予定していますが、専任教員は現在10名です。その中で、知的財産マネジメント分野に所

属しているのは私を含め2名の教員です。専門職学位課程では、実務家教員の配置が要件となっていて、知的財産マネジメント分野の2名の教員はその実務家教員に当たります。

イノベーションマネジメント研究科は、学部をもっていないため、研究室にいる学生は修士課程学生と博士課程学生です。一部学部講義も担当していますが、大学院学生に向けての講義



研究室にて



ゼミ風景

の提供と、これら研究室にいる学生の研究教育指導を行っています。

専門職学位課程では、他の修士課程の場合と異なり、修了要件のための取得単位数が多くなっていて、所属学生は多くの授業科目を履修します。また、修士論文に替えてプロジェクトレポートを作成します。教員としては、プロジェクトレポート研究の指導を行います。

講義は、知的財産マネジメント分野として提供しているのが7科目あります。私が担当している科目は、「知的財産権法」「ライフサイエンス知財と国際制度」「実践知的財産保護」です。「知的財産権法」「実践知的財産保護」は、客員教授である弁護士の先生と共同担当しています。今年度から「IPマネジメント」「知的財産権係争実務」「R&D戦略と知的財産戦略」の連絡教員もしています。ということで、ほとんどの知的財産マネジメント科目に関与しています。学生は、受講の態度が非常に熱心で、その態度をみると、これら授業の準備や講義自体、レポート評価などの業務負担も感じません。

当専攻では、修士課程修了後に即戦力として活動できることを目的にカリキュラムを組んでいます。修了生は、そのようなカリキュラムで養成した能力が期待され、大手メーカーの知的財産部に就職し活躍しています。就職率は100%です。分野も医薬、化学、電気、機械、自動車と就職している企業は多様です。

知的財産マネジメント分野は、フルタイムの学生が多いのですが、研究科全体では、社会人学生が多く、社会人学生の便宜のため講義は午後3時以降に開講しています。土曜日も授業を提供しています。研究室ゼミも多くの研究室で夜間に行われています。

ゼミをとおして、学生達は研究を進めていきますが、よく聞かれるのがどういうテーマで研究するのですか、という質問です。

研究室のホームページ (<http://www.me.titech.ac.jp/~saiki/>)

index.html) にアクセスしてもらえれば、修士論文のテーマが、修了生の就職先とともに紹介されていますので、ご覧ください。知的財産マネジメントを研究する対象企業としては、大企業だけでなく中小企業やベンチャーも含んでいます。バイオ分野学部出身の学生は、医薬品分野、バイオ分野の知的財産マネジメントテーマに取り組むことが多いようですが、特にそのような産業分野を特定しない研究が多くあります。知的財産マネジメントの人材育成テーマとして、教材についての研究もあります。

この分野の研究は、特別の実験装置を使うことがほぼないので、特に使用することができる設備機器による限定を受けないという特徴があると思います。ただし、実験することもあります。実験としては、例えば、意匠の類否判断についてのテーマでは、被験者に意匠の図面を見せてその図面同士の類似性を判断してもらい、その類似性判断の傾向を調べるといったのがありました。

研究室としては、知的財産情報のマネジメント手法について研究を展開しているところです。技術経営戦略分野の教員と共同で進めています。ヒアリングさせてもらう企業の皆さんの協力が必須ですが、特許庁で培ったネットワークはこういときに威力を発揮してくれます。

修士学生は、4月入学、10月入学があり、修了は、6月、9月、12月、3月とその時期を選択することができます。もちろん修了の要件を満足した場合です。社会人では、すでに他の修士課程を修了して就職しその後社会人として入学している場合など1年、1年半で修了することがあります。

これらの3か月毎の修了指導を含む教育研究に加えて、教授会などの会議出席、年に数回の入学者選抜、各種学内委員会業務などなどです。本学に来てはや7年近く経過しましたが、業務は、ルーティンになることなくいつも変化に富む興味深い日々を送っています。

本年6月には、大岡山キャンパスで第7回日本知財学会年次学術研究発表会が開催され、実行委員長として関与することができました。当研究室の学生4名も発表し、600名という多くの皆さんが参加され盛況でした。第1回目の学術研究発表会も本学で開催しましたが、その時と比べて参加者が多いとともに発表件数が非常に多くなっていました。今後アカデミック分野と実務分野との区別ができるとういように思います。

■ 周りが変わっていく中で

多くの法改正があり、特許そのものが重要視され、特許の権利付与判断が行われる特許庁での審査が大変注目されます。そのような環境の中で、特許庁も特許制度も大きく変化しているようにみえます。けれども、本来の特許制度の役割

は変わっていませんし、その制度を支えている特許庁の役割も変化するわけにはいきません。日本の特許庁は、多数の特許出願を受理し審査しています。その多くの案件を通して日本の特許庁のプラクティスを世界中に示しています。日本の特許制度の長い歴史とともに、その存在感は大きなものがあります。

「特許」が、「知的財産」という言葉に置き換わっているように、特許制度、特許庁という表現は変わっていないものの、広く知的財産分野に大きな影響力を有しています。知的財産分野は、世界中の国や地域が強く関連し、さらに、企業や大学など権利取得活用する組織が非常に多くなっているとともに、そのような組織だけでなく、教育・研究分野にも関連しています。そんなこと当然ではないかといわれるかもしれませんが、特許庁や審査官が、いつも中心にいて知的財産の世界にいるすべてを動かしているということにはならない場面もあることを認識してほしいと考えます。

■ 特許庁審査官であるということ

本学の修了生が特許庁審査官(任期付き)として採用されますし、本学に特許庁の審査官が授業の受講に来られます。非常勤講師として、特許庁審査官に講義を担当してもらったこともあります。そういう意味で現在の職場においても、特許庁審査官と関連が深いわけです。その上、現在の教育・研究の業務においても、データや考え方、興味、判断、調査などすべてが特許庁での経験に裏付けられていると考えます。特許庁在職中には非常に多くのことを学ばせてもらいました。職業人生の大半を過ごした特許庁での経験は宝物と感じます。

特許庁の審査官であることの大切さは、実際に内部で勤務しているときよりも特許庁外で仕事をするとき実感します。今後大学など教育分野で仕事をしたい方は、論文を書いておくことをお勧めします。学位も取っておいてください。

いずれにしても、恵まれた環境の中での業務に、日々大切に時間を過ごしてもらいたいと思います。

Profile

1972年3月	大阪大学大学院薬学研究所修士課程修了
1972年4月	特許庁入庁
1995年7月	審査長(審査第4部医療)
1996年5月	退官
1996年7月	特許事務所弁理士
2000年2月	(株)ファンケル入社
2001年9月	知財部発足に伴い知財部長
2002年10月	東京工業大学社会理工学研究科教授
2005年4月	同イノベーションマネジメント研究科教授現在に至る